

大杉東小学校いじめ防止基本方針

「冷やかしやからかい、差別、いじめのない思いやりのあるクラスや学年、
学校づくり」

1 いじめの定義

【「いじめ防止対策推進法」（第1章 第2条）（以下、「法」）より】

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

2 「いじめ」の問題に関する本校の基本的な姿勢

個々の行為がいじめに当たるかどうかは、表面的・形式的にすることがなく、いじめられた児童の立場に立って行う。

＜いじめの未然防止＞

- 「いじめをしない、させない、許さない、見過ごさない」という雰囲気作り
- 「よくわかる授業」「児童が楽しく主体的に参加できる授業」
- 自己有用感の醸成、自尊感情を育む教育活動の推進
- 道徳の授業や特別活動などを通じた望ましい仲間づくり
- 校舎内の整った環境づくり

＜いじめの早期発見・早期対応＞

- いじめを見逃さないための体制づくり
- 教職員の資質の向上（観察力の向上）
- 積極的な情報交換

＜いじめに対する適切な対処・措置＞

- 組織的な対応
- 児童、保護者との信頼関係の確立
- 関係機関との連携

3 いじめ防止対策委員会の設置・役割

（組織）

〈いじめ対策委員会〉

校長、副校長、特別支援教育コーディネーター、主幹（教務主任、生活指導主任）
該当学年、養護教諭、人権教育担当
不登校いじめ委員会担当、スクールカウンセラー

- 〈役割〉
- 学校基本方針、年間計画の作成・検証・修正
 - 未然防止・早期発見のための取組の企画・推進
 - 事案発生時の組織的な対応
 - 情報収集、記録、児童対応、保護者対応
 - 関係機関との連携

4 「いじめ防止」に向けて

- (1) 校務分掌に「不登校いじめ委員会」を位置づける。
- (2) 道徳教育・情報モラル教育の充実
 - ・学期1回（6月、11月、2月）は、いじめに関わる授業を行う。
 - ・道徳地区公開授業、公開講座を通して、「いじめ」に対する学校の取り組みを保護者・地域に対して理解してもらう機会とする。
 - ・セーフティ教室の実施（携帯電話・インターネット安全教室）
- (3) 早期発見のための措置
 - ・毎朝の健康観察による呼名・返事・顔色・衣服の状況を通して日々の変化を察知する。
 - ・欠席状況、欠席理由の把握。
 - ・長期欠席児童の把握、副校長へ報告。
 - ・スクールカウンセラーとの面談を1学期中に実施。（5年生対象）
 - ・「学校生活や友人関係に関するアンケート」年3回（6月、11月、2月）を実施する。アンケートは、不登校いじめ委員会担当が5年間保存する。
- (4) 相談体制の整備
 - ・いじめの把握、相談があった場合には「いじめ対策委員会」を中心として、緊急に会議を開催し、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応について協議し、支援や指導ケアにあたる。
- (5) 職員の研修と情報の共有
 - ・データとして保存。必要があれば毎週金曜日の生活指導夕会の中で情報を共有する。
 - ・【1学期】生活指導全体会（情報の共有）
 - ・【2学期】ふれあい月間の取り組み（自己肯定感を高める・関わりを増やす活動）
 - ・【3学期】生活指導全体会（今年度の成長と次年度への課題及び次年度への引継ぎ）
- (6) 保護者・地域、関係機関と連携した取り組み
 - ・「いじめの実態についての情報共有」「地域への啓発」「地域での見守り」「問題発生時における学校への協力」
 - ・学校サポートチームとの連携（保護者・児童相談所・スクールソーシャルワーカー・保護司・民生児童委員・スクールサポーター（警察）・福祉関係部署職員）

